

# 小企業小口融資制度(随時申請可)

産業部商工課  
0225-95-1111(内線3523)

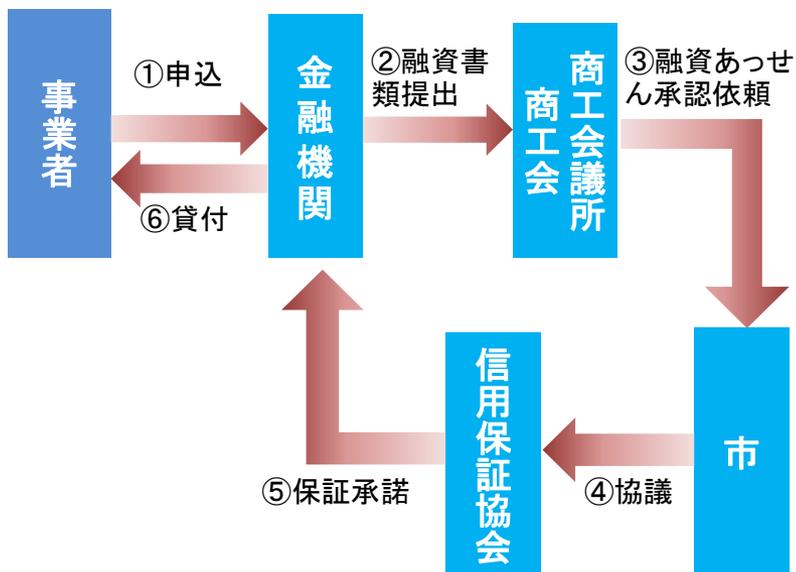
## 事業の内容

### 事業目的・概要

事業資金を必要とする市内の小企業者(従業員数20人以下。ただし、商業・サービス業は5人以下)の皆さんに、無担保、無保証人で融資のあっせんを行っています(間接融資)。

### 条件(対象者、対象行為、補助率等)

#### 手続きの流れ



## 事業イメージ

### 対象者

- ・市内に事業所又は店舗を有する法人や市内に居住する個人で、かつ市内で事業を営んでおり、事業内容が堅実な方
- ・現在中小企業融資を借り入れ中でない方
- ・保証協会の代位弁済や金融機関からの取引停止を受けていない方
- ・市税及び国民健康保険を完納し、かつ、あっせんに係る責務の全部を弁済できると認められる方

### 融資条件

- 《資金用途》 運転資金、設備資金、  
運転資金及び設備資金の併用  
※設備資金において、土地のみの購入や、営業車両以外の乗用車の購入は利用不可
- 《貸付限度額》 1企業350万円以内
- 《償還期間》 運転/5年以内、設備/7年以内、  
併用/5年以内(据置6ヶ月以内)
- 《貸付利率》 1年以内のもの 2.0%、  
1年を超えるもの 2.2%
- 《連帯保証人》 不要
- 《信用保証》 宮城県信用保証協会の所定による信用保証を受ける必要があります。  
※保証料100%を市が補給します。

### 注意

#### 対象とならない業種

農業、林業、漁業、社会保険・社会福祉事業、金融業、娯楽業、政治・経済・文化団体、食事の提供を主目的としない飲食店